
富士見市国民保護計画

平成19年2月
(令和4年(2022年)4月変更)
富士見市

富士見市国民保護計画

富士見市国民保護計画 目次

第1編 総則	1
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	2
第4章 市の概況	3
第1節 地理的特性	3
第2節 社会的特性	4
第5章 国民保護の実施体制	5
第1節 市の責務	6
第2節 関係機関との連携	7
第3節 他の市町村との連携	7
第4節 公共的団体との協力体制	7
第5節 市民の協力	7
第6節 事業所等との協力関係	8
第6章 武力攻撃等の態様と留意点	8
第1節 武力攻撃事態の特徴と留意点	8
第2節 緊急処理事態	10
第2編 平時における準備編	12
第1章 情報収集、伝達体制の構築	12
第1節 通信の確保	12
第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備	12
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	12
第2章 迅速な初動体制の確保	13
第1節 24時間即応体制の確立	13
第2節 職員配備計画の作成	13
第3節 職員の指定と伝達手段の整備	13
第4節 交代要員等の確保	13
第3章 警報、緊急通報等の住民への周知	14
第1節 警報の周知	14
第2節 緊急通報の周知	15
第4章 避難の指示	15
第1節 避難の指示の伝達	15
第2節 モデル避難実施要領の作成	15
第3節 避難者数の把握	21
第4節 避難の指示の周知	21

第5節	避難集合場所の指定	22
第6節	避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	23
第7節	避難のための交通手段の確保	24
第8節	避難候補路の選定	25
第9節	避難者の運送順序	26
第10節	道路啓開準備	26
第11節	避難住民等に対する住宅の確保	26
第5章	緊急物資の備蓄等	27
第1節	緊急物資の備蓄	27
第2節	装備品の整備	27
第3節	市が管理する施設及び設備の整備等	27
第6章	緊急物資運送計画の策定	28
第1節	運送路の決定基準	28
第2節	応援物資の受入れ体制の整備	28
第3節	応援物資の発送体制の整備	29
第7章	医療体制の整備	29
第1節	武力攻撃災害時における医療体制の基本方針	29
第2節	初期医療体制の整備	30
第3節	傷病者搬送体制の整備	32
第4節	保健衛生体制の整備	32
第8章	生活関連等施設の管理体制の充実	33
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	33
第9章	文化財保護対策の準備	34
第10章	研修の実施	34
第11章	訓練の実施等	35
第1節	県の訓練への参加	35
第2節	市の訓練	35
第3節	民間における訓練等	36
第12章	市民との協力関係の構築	36
第1節	消防団の充実・活性化の促進	36
第2節	自主防災組織との協力関係の構築	36
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	37
第4節	市民の意識啓発等	38
第5節	事業者等との協力関係の構築	38
第3編	武力攻撃事態等対処編	39
第1章	実施体制の確保	39
第1節	全庁的な体制の整備	39
第2節	市国民保護対策本部等の組織等	40

第3節	関係機関との連携体制の確保	42
第4節	市国民保護対策本部等の廃止	43
第5節	市民との連携	43
第2章	国民保護措置従事者等の安全確保対策	44
第1節	特殊標章等の交付	44
第2節	安全確保のための情報提供	45
第3章	市民の避難措置	48
第1節	警報の通知の受入れ・伝達	48
第2節	緊急通報の伝達	49
第3節	避難の指示等	49
第4節	避難住民の運送手段の確保	52
第5節	避難路の選定と避難経路の決定	52
第6節	避難路の交通対策の実施	53
第7節	避難誘導の実施	53
第8節	避難の指示の解除	53
第4章	避難住民等の救援措置	54
第1節	収容施設の供与	54
第2節	食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与	55
第3節	医療の提供及び助産	56
第4節	被災者の捜索及び救出	58
第5節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬	59
第6節	電話その他の通信設備の提供	60
第7節	被災住宅の応急修理	60
第8節	学用品の給与	60
第9節	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去	60
第5章	武力攻撃災害への対処措置	61
第1節	対処体制の確保	61
第2節	応急措置等の実施	61
第3節	保健衛生対策の実施	65
第4節	動物保護対策の実施	65
第5節	廃棄物対策の実施	65
第6節	文化財保護対策の実施	66
第6章	情報の収集・提供	66
第1節	被災情報の収集・提供	66
第2節	安否情報の収集・提供	66
第3節	各措置機関における安否情報の収集	68
第4編	市民生活の安定編	69
第1章	物価安定のための措置	69

第1節 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置.....	69
第2章 避難住民等の生活安定措置.....	69
第1節 被災児童生徒等に対する教育.....	69
第2節 就労状況の把握と雇用の確保.....	69
第3章 生活基盤等の確保のための措置.....	69
第4章 応急復旧措置の実施.....	70
第5編 財政上の措置編	71
第1章 損失補償.....	71
第2章 損害補償.....	71
第3章 被災者の公的徴収金の減免等.....	71
第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	72
第6編 緊急対応事態対応編	73
第1章 想定する緊急対応事態とその対応措置.....	73

第1編 総則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、市民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。市民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。なお、市民の安全を確保するため、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦終結から77年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震かんした。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散や北朝鮮の弾道ミサイルの能力増強及び国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスクなどの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備され、本市においても、

平成19年2月に富士見市国民保護計画を策定し、平成22年12月には一部の変更を行った。

今回、近年の社会情勢の変化をとらえ、武力攻撃事態に対する市民への緊急速報の伝達や避難誘導の実施について充実を図るとともに、章立て等の整理、変更を行った。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

○ 基本的人権の尊重

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続の下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

○ 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また市は、これらの手続に関連する文書を適切に保存するものとする。

○ 情報の伝達と共有化の確保

警報の発令・伝達など、市から住民までの正確かつ迅速な情報の伝達体制・共有化のための方法の確立を図る。

○ 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

○ 市民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの市民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障

指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、市から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意

する。

また、市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。

加えて、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○ 要配慮者の保護

高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の積極的な避難救援対策を実施する。

○ 国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

○ 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

○ 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 市の概況

第1節 地理的特性

富士見市は、埼玉県南部の東京都中心部30km圏に位置し、東西約7.0km、南北約6.8kmに広がり、面積は19.77km²で県全体の面積の0.52%となっている。武力攻撃事態等が発生した場合には、他の都県からの避難経路になるとともに、多くの市民を避難させることも予想される。

市内の主な河川は、荒川、新河岸川及び柳瀬川であり、避難救護及び国民保護措置の実施に当たって大きな影響がある。

都市近郊の農業地域だった本市は、昭和32年の日本住宅公団による鶴瀬団地建設を

きっかけに急激な宅地化が進み、東武東上線沿線を中心に急速に市街地が形成されたが、その後、区画整理事業によって秩序ある開発が進められるようになった。

しかし、既成市街地の一部には、密集した木造住宅や狭あいな道路など、地震や火災などの被害を受けやすい地域も残っているほか、都市化が進み、アスファルトやコンクリートに覆われた地域が多く、集中豪雨による都市型水害も懸念されるなど、安全な都市づくりを推進するにあたっての課題となっている。

また、東武東上線及び相互乗り入れしている東京メトロ（有楽町線、副都心線）が南北に走り、鶴瀬駅、みずほ台駅及びふじみ野駅の3駅の周辺では人口が集中して市街地整備による安全度の向上の反面、高層化が進んでおり、あらたな災害要因となっている。

1 地形・地質

富士見市の地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地にほぼ2分されている。地質は、地形に対応し台地面、河道沿いの谷底平野、低地面ごとに異なった構成となっている。

2 隣接市町村との関係

東は荒川をへだてて、さいたま市に、北は川越市に、西はふじみ野市と三芳町に、南は志木市にそれぞれ接しており、一般行政及び防災・消防事務等の各分野において連絡会議及び相互応援協定等を締結し、同一生活圏での市民の安心安全を確保する取組をすすめている。

第2節 社会的特性

1 人口

(1) 人口動向

本市の人口は、昭和30年代後半から急増し、昭和35年の1万2千人が昭和47年には6万人を、昭和62年には9万人を超え、その後は鈍化したが現在の人口は11万人を超えている。

(2) 昼夜間人口比率

本市の昼夜間人口比率は平成27年国勢調査によると74.0%となっており、昼間は東京に多くの市民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し提供していくといったことが重要となる。

2 交通網

市内の公共交通機関は、東武東上線みずほ台駅、鶴瀬駅とふじみ野駅があり、1日約12万人（令和2年）が乗降している。また、各駅を拠点にタクシー会社と民間バス及び市営市内巡回バスの路線網がある。

3 道路の状況

市内には国道が2路線（実延長約8km）、県道が6路線（実延長約15km）しかなく、幹線道路が少ない。市道の歩道等設置率は10.19%（令和2年）で、総延長の40%以上が幅員3.5m未満となっており、円滑に救助、避難、火災防御活動を行うために平時から十分な対策をしておく必要がある。

4 基地

市内には自衛隊施設はないが近隣市にあることから、武力攻撃等の目標とされる可能性があり、県及び当該市と連携して市民の安全確保対策を図る必要がある。

5 危険物施設

消防法上の危険物施設は市内に74施設（令和3年4月現在）あり、その内訳は製造所2施設、貯蔵所40施設、取扱所32施設で小規模な施設が存在する。

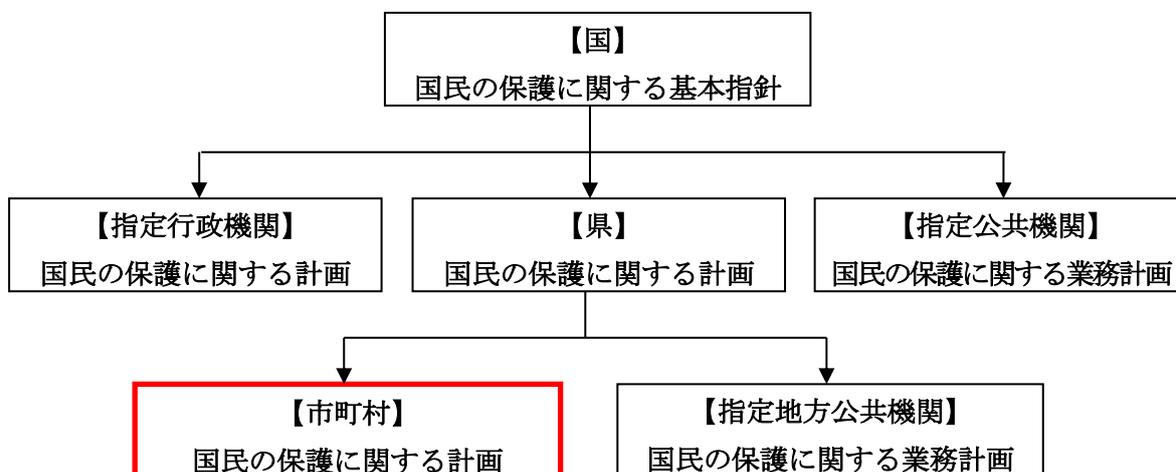
【関連資料】資料1 危険物取扱施設数（資料編P81）

第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定め、この基本指針に基づき、埼玉県は「国民保護に関する埼玉県計画」を策定した。

市は基本指針を踏まえ、国民保護に関する埼玉県計画に基づいて、富士見市国民保護計画を作成している。



第1節 市の責務

市は、県や国、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

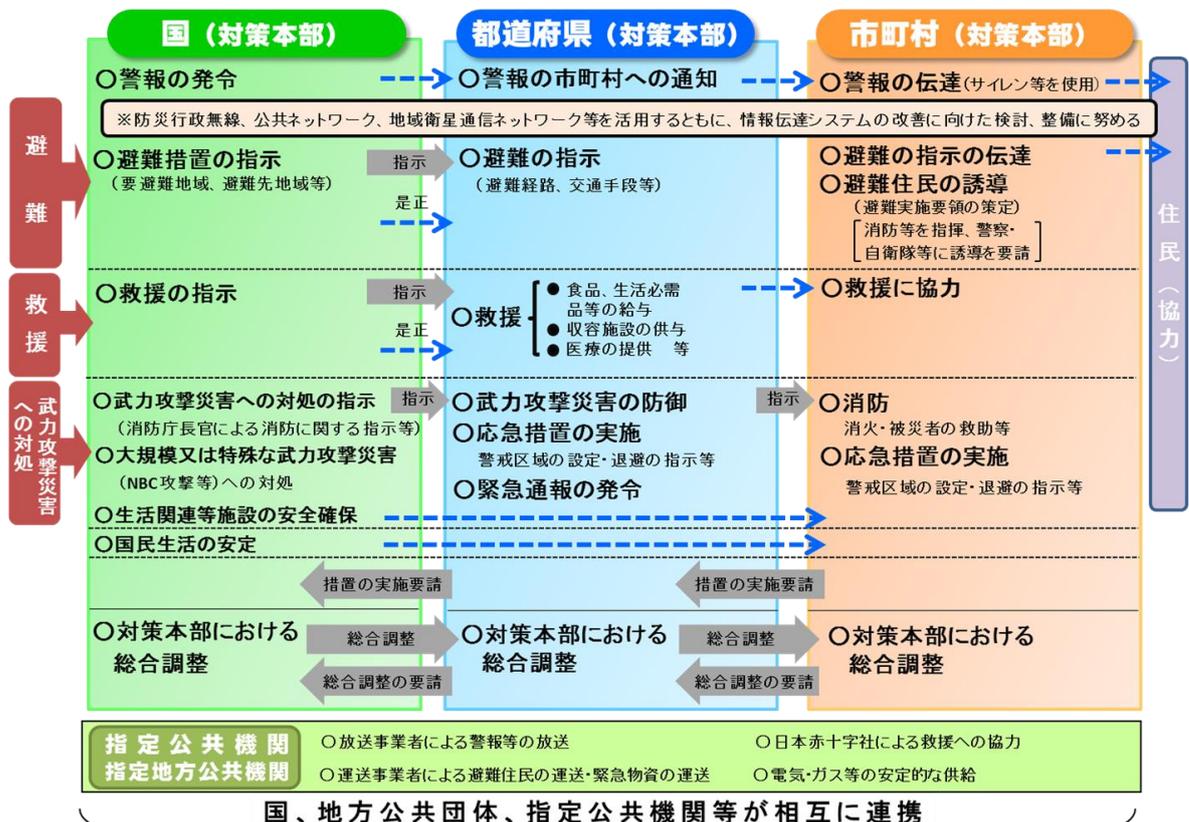
1 基本的事項

- (1) 国、県等の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- (2) 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (3) 市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- (4) 市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

2 市が実施する主な措置

- (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整、その他市民の避難に関する措置
- (2) 安否情報の収集及び提供、その他避難者等の救援に関する措置
- (3) 避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給、その他市民生活の安定に関する措置
- (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

【関連資料】資料2 県、市町村の担当部署、連絡方法（資料編P82）

資料3 消防機関の担当部署、連絡方法（資料編P84）

第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、市町村域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。

第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。

第5節 市民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、市民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

一方、市民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制することがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所及び市民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による市民等の避難誘導や救援について協力が必要になる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と連携を密にし、協力体制の整備に努める。

また、要配慮者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になることから、市は事業者等との協力体制の整備に努める。

第6章 武力攻撃等の態様と留意点

第1節 武力攻撃事態の特徴と留意点

1 着上陸侵攻の場合

(1) 特徴

- ① 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ② 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ③ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) 特徴

- ① 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的

に被害が生ずることも考えられる。そのため、本市においても、鉄道、橋梁などに対する注意が必要である。

- ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

(2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市と消防、県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

3 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 特徴

- ① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、県や国と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

4 航空攻撃の場合

(1) 特徴

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ③ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ④ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2節 緊急処理事態

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- イ ダムの破壊等

② 留意点

- ア 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- イ ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- イ 列車等の爆破

② 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入

② 留意点

ア 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

ウ 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来

② 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救援していくためには、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有し、速やかに実施体制を立ち上げ、それぞれの国民保護のために必要な役割を果たしていくことが必要である。

このため、市は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備しておくものとする。

第1章 情報収集、伝達体制の構築

第1節 通信の確保

市民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。

しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。

このため、市は、通信網の整備、耐震性、多ルート化等の整備を進め、災害に強い情報伝達体制を強化していくとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等、通信の確保に努めるものとする。

第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。

1 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。

2 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。

第2章 迅速な初動体制の確保

第1節 24時間即応体制の確立

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

市は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。

第2節 職員配備計画の作成

富士見市国民保護対策本部及び富士見市緊急対処事態対策本部（以下「市国民保護対策本部等」という。）の部長（以下「部長」という。）、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市長に報告する。

なお、配備計画には、市管理職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておく。

第3節 職員の指定と伝達手段の整備

部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。

なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線移動系無線機等を貸与し、その他の職員には、必要に応じて貸与できるよう伝達手段の整備を進めていくものとする。

第4節 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておく。

- 1 交代要員の確保、その他職員の配備
- 2 食料、燃料等の備蓄
- 3 自家発電設備の確保
- 4 仮眠設備等の確保

第3章 警報、緊急通報等の住民への周知

第1節 警報の周知

武力攻撃事態等が発生し、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときには、国の対策本部長（内閣総理大臣）は基本指針及び対処基本方針の定めるところにより警報を発令する。国からの警報の通知は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及び防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとしている。

また、放送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関にも通知され、直ちに放送することとされている。

警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく簡潔な表現で原則として文章をもって行われる。

市は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努め、迅速かつ分かりやすく市民に周知するものとする。

また、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築し、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

- 1 市は、サイレン（国が定めた放送方法）、防災行政無線での放送や広報車の使用、町会・自主防災組織等住民組織を経由した伝達、パソコンや携帯電話・スマートフォンでの防災メールやSNSの活用、公共施設やホームページへの掲示等、市民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により市民に周知する。
- 2 市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報等の緊急放送に関して調整を図るよう努める。
- 3 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。
- 4 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。
- 5 高層マンションや大規模団地の居住者への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める。

※ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

第2節 緊急通報の周知

緊急通報は、武力攻撃災害が発生した場合若しくはまさに発生しようとしている場合に、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時に、知事から発令され、市長に通知される。

また、緊急通報の内容は、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、武力攻撃災害の種別、被害状況のほか住民等に対し周知させるべき事項である。

市は、警報の周知と同様の方法により、迅速かつ分かりやすく市民に周知するものとする。

第4章 避難の指示

第1節 避難の指示の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示し、県知事は避難経路、交通手段等を明示して市町村長を通じ住民に避難を指示することとなっている。

この場合、市長は、直ちに避難実施要領を定め、職員を指揮して避難者を誘導する。また、避難者を誘導するために必要があると認めるときには、東入間警察署長又は出動等を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難者の誘導を行うよう要請するものとする。

このため、市は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

第2節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、市民に周知しておく。

なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

また、実際に避難実施要領を定めるときには、消防や警察署など関係機関の意見を聴取する必要があると思われることから、市は、関係機関との迅速な連携方法の確立に努める。

【モデル避難実施要領に定める基本的事項】

- (1) 避難の交通手段及び避難の経路
- (2) 防災行政無線の使用など避難の指示の市民への周知に関する事項
- (3) 避難者の誘導の実施方法、避難者の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- (4) 市民が避難の際に携行する物品等
- (5) 市民に対する注意事項
- (6) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成

(1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むものとする。

- ① 市は、避難先地域において市民の受入れが完了するまで避難者の誘導を行う。
- ② 避難者の誘導は、できる限り町会・自主防災組織等又は事業所等を単位として実施するよう努める。
- ③ 避難者の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、当該要配慮者と日常生活において親しい市民に協力を要請する。

(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

① 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。

攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。

ア 屋外にいる場合

- (ア) 直ちに堅牢な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (イ) 近くに適当な建物や地下室などが無い時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。
- (ウ) 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。

イ 屋内にいる場合

- (ア) 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。
- (イ) 基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には、1階に移動する。
- (ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (エ) 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してうずくまる。

ウ 乗り物の中にいた場合

(ア) 車の中にいた場合

- ・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。
- ・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。
- ・ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。

(イ) 電車内にいた場合

- ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。
- ・ 乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。
- ・ 地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

② 着弾後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。

ア 核兵器の場合

- (ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。

- ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。
 - ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。
- (イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。
- ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。
 - ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。
- (ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。

イ 生物兵器の場合

- (ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- (イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

ウ 化学兵器の場合

- (ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。
- (イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。
- (ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。
- (エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

① 攻撃開始前

必要に応じて事前に退避の指示を行う。

② 攻撃開始後

攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して、適当な避難先に移動させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については、「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合

時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。

なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「② 兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。このため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。

これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、市は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

＜避難実施要領の作成パターンについて＞

類 型 項 目	着上陸侵攻 からの避難	ゲリラや特殊部隊等 からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・ 政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

類 型 項 目	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。 			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 			
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 ・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ ガムテープ等で目張り等をする。

第3節 避難者数の把握

1 町会単位の人口の把握

市民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難者の人数を迅速かつ正確に把握することが大切である。

そのため、市はあらかじめ、町会単位で人口等を把握しておくとともに、高層マンションや大規模団地についてもその居住人口の把握に努める。

また、市は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。

2 要配慮者の把握

(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について

市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。

(2) 在宅の要配慮者について

市は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。

(3) 外国人の人数等について

市は、管内の外国人の人数（言語別）の把握に努める。

第4節 避難の指示の周知

1 市民への周知方法、周知内容

(1) 市民への周知方法

- ① 市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。
- ② 市は、あらかじめ防災行政無線や広報車の使用、町会・自主防災組織等住民組織を経由した伝達、パソコンや携帯電話・スマートフォンでの防災メールやSNSの活用、公共施設やホームページへの掲示等、市民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により市民に周知する。
- ③ 市は、市域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。
- ④ 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に避難の指示が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。
- ⑤ 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。
- ⑥ 高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定めておくものとする。

(2) 要配慮者への周知方法

① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等

市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の指示の周知方法について定めておく。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速的確な周知が行われる体制の整備に努めるものとする。

② 在宅の要配慮者への周知方法

市は、在宅の要配慮者に対し、迅速的確な周知が行われるよう町会・自主防災組織等と協力した連絡体制を整備する。

③ 外国人への周知方法

市は、外国語の原稿による市防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。

(3) 周知内容

市は、主に以下の事項を、避難住民へ周知する。

- ① 避難の指示の理由
- ② 住民避難が必要な地域
- ③ 住民の避難先となる地域
- ④ 避難場所
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段、集合場所
- ⑦ 注意事項（戸締り、携行品、服装等）

2 情報伝達手段の多重化・多様化の促進

市は、市民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。

第5節 避難集合場所の指定

1 集合場所の選定基準

避難者は、単独で行動するよりも、町会・自主防災組織、事業所単位で集合して、避難者の運送拠点となる鉄道やバスの運送の拠点に移動することで、お互いに助け合い、また家族の離散を防ぐとともに、安否情報の収集のためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が集合する避難集合場所を指定する。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
- (2) その他地域の実情に応じて市が指定する場所

2 避難場所の周知

市は、避難場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民等に周知する。

- (1) 広報紙
- (2) 避難場所マップの作成
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

【関連資料】資料4 指定緊急避難場所（資料編P85）

第6節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制

1 県の避難施設の指定への協力

県は、避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県の示す以下の基準を満たす施設の情報を提供するなど、県の避難施設の指定に協力する。

【避難施設の指定要件】

- ① 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅牢な建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- ③ 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- ④ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ⑤ 危険物資等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- ⑥ 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

多数の避難住民の受け入れにあたっては、指定している避難施設だけでは受入数が不足すると考えられることから、ホテルや旅館、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受け入れの協力関係を構築するよう努める。

また、施設管理者が当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、市を経由するものとする。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難者等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更をすること。

2 避難施設の管理者との連絡体制

市は、各避難施設の管理者と24時間連絡できる体制を確立するよう努める。

3 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルを整備し、市民に避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

4 避難施設の周知

市は、以下の方法等により避難施設の所在地等について市民への周知徹底に努める。

また、外国人に周知を図るため、多言語による広報を行うよう努める。

- (1) 広報紙
- (2) 避難所マップの作成及び配布
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

【関連資料】資料5 避難施設（避難者を収容する施設がある場所）（資料編P86）

第7節 避難のための交通手段の確保

1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。

なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。

市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、避難地域の住民等に周知する。

2 交通手段の確保方法

(1) 鉄道

市は、市域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。

(2) バス

市は、市域内におけるバス事業者の輸送能力及び連絡先について把握する。また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力

して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。

(3) タクシー事業者

市は、あらかじめタクシー事業者と締結している「災害時の情報連絡活動協力に関する協定」による人命救助活動の協力を円滑に行えるよう連絡体制の整備に努める。

(4) 市が保有する車両

市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておく。

なお、使用できる車両は、要配慮者の搬送手段に優先的に利用する。

(5) 要配慮者への配慮

鉄道、バス等の避難用車両については、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

第8節 避難候補路の選定

1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、県が決定した避難候補路とネットワークを構築するための避難候補路（以下「候補路」という。）を次の基準により定めておく。

- (1) 県が指定した候補路に接続する主要な市道
- (2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - ① 第6節に規定する避難施設
 - ② 市防災活動拠点
 - ③ 市臨時ヘリポート
- (3) 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

2 関係機関との調整等

市は候補路を定めようとする時には、県に協議するとともに、東入間警察署と調整する。また、候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

第9節 避難者の運送順序

避難者の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。

- 1 重病者、重傷者、障がい者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他、優先する必要があると認められる避難者
- 4 その他の住民

第10節 道路啓開準備

武力攻撃の状況により、道路上には倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

市は、作業を円滑に進めるため、富士見市災害対策協力会の協力を得て必要な資機材の確保に努める。

第11節 避難住民等に対する住宅の確保

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため市は、県があらかじめ定めた「避難住民等住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策を定めておくものとする。

なお、その際には、高齢者や障がい者等の要配慮者対策について十分配慮する。

また、埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部との「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」に基づく住宅提供に努める。

1 応急仮設住宅等建設予定地の選定

建設予定地については、主に以下の基準により選定する。

【選定する基準】

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 居住地域と隔離していない場所

建設予定地は原則として県有地、市有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。

2 資機材の調達・人員の確保等

市は、応急仮設住宅用資機材等の調達を円滑に進めるため、富士見市災害対策協力会への協力を要請する。

第5章 緊急物資の備蓄等

第1節 緊急物資の備蓄

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、市民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄にあたっては、市、県、市民、事業者がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができることから、当面は、富士見市地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期にわたる場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされている。

2 備蓄品の調達と管理

備蓄品の管理は、備蓄品を調達したものが行うものとし、国民保護担当課が全体を掌握しておくものとする。

第2節 装備品の整備

市は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

第3節 市が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

市は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておくとともに、代替施設の確保に努める。

2 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存に努める。

第6章 緊急物資運送計画の策定

第1節 運送路の決定基準

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路を定めるものとする。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) 着岸施設を利用した河川運送
- (3) ヘリポート等を利用した航空運送

2 運送道路の障害物除去

緊急物資運送道路の啓開準備は、第4章第10節と同様に行う。

第2節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」という。）は、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

【県の物資集積地】

- 防災基地（富士見市近傍は新座基地、川島基地）
- 防災拠点校（県立富士見高校）
- 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002）

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を事前に提供するよう努める。市は、県が情報提供する場所の選定等に協力する。

【県の選定する主な情報提供場所】

- 高速道路のパーキングエリア又は料金所
- 道の駅
- 主要な国道の隣接地

2 情報提供体制の整備

市は、あらかじめ受入れ情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備するよう努める。

3 仕分け、配送体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定めておくよう努める。

第3節 応援物資の発送体制の整備

本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、以下のとおり実施する。

1 物資集積所

物資集積所は市民総合体育館とし、他の市町村、民間企業、市民からの応援物資を集積する。

2 仕分け、発送体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定めておくよう努める。

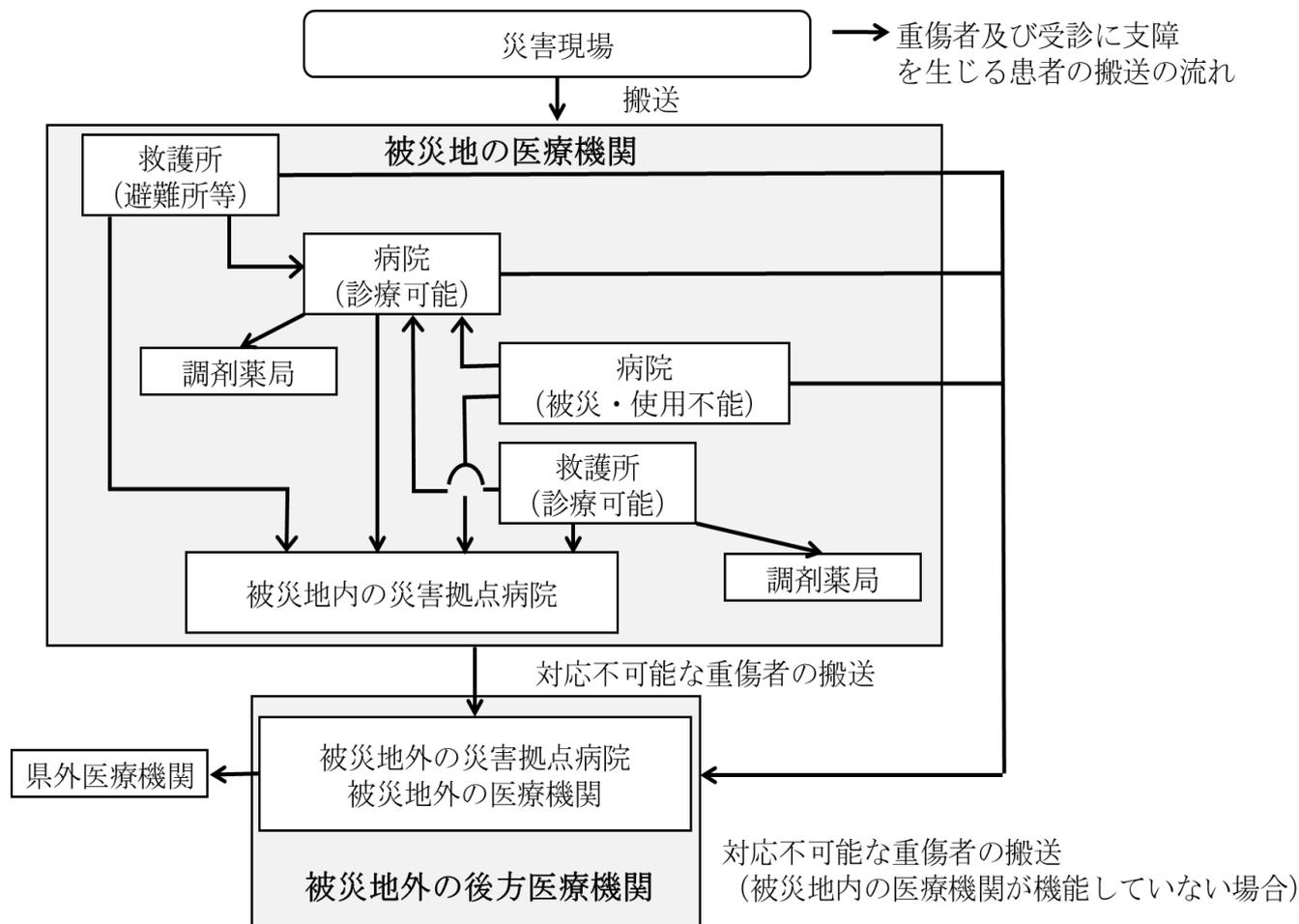
第7章 医療体制の整備

第1節 武力攻撃災害時における医療体制の基本方針

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携させて行っていくものとする。

なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、二次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。

【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



第2節 初期医療体制の整備

1 救急救助体制の整備

武力攻撃事態等の発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、入間東部地区事務組合消防本部は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期するものとする。

(1) 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保

武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する近隣自治体との相互応援体制について整備する。

(2) 救急機材等の整備

高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と医療救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。

(3) 応急手当用品の確保

多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。

(4) トリアージ訓練の実施

多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定（トリアージ）することとなる。救急医療機関等までの搬送、または医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させる。

(5) 市民に対する応急手当普及啓発の推進

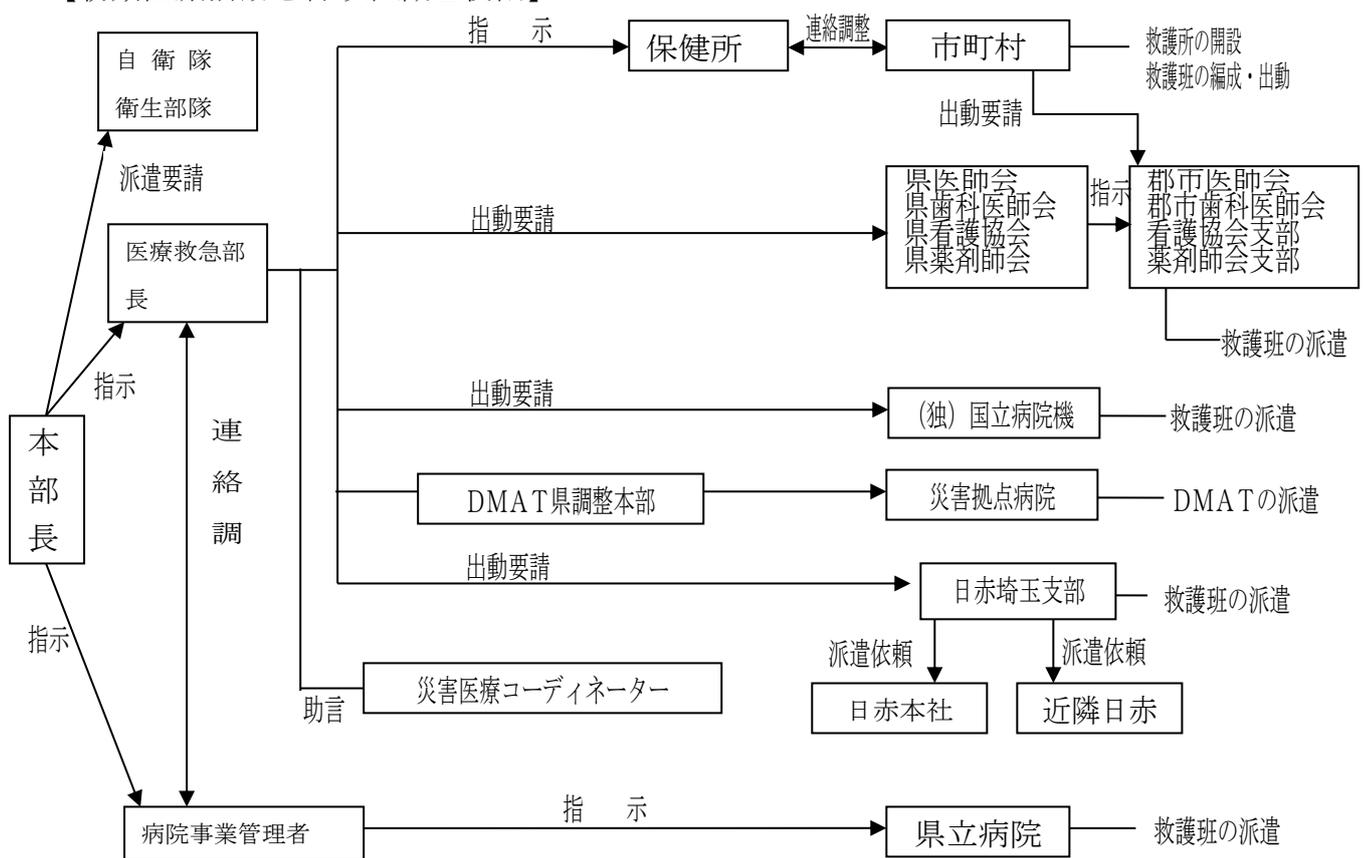
武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの市民に応急手当ができるよう救命講習を実施する。

2 各機関の初期医療体制

(1) 初期医療活動を行う組織と役割

武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。

【初期医療活動を行う組織と役割】



① 連絡窓口等の把握

市は、関係機関の連絡窓口を把握するとともに、要請等の手続についてあらかじめ定める。

② 救護班の編成・出動手順の策定

市は、県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

ア 救護班の編成方法

イ 救護班の出動手順

ウ 救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）

(2) 医療救護所設置及び運営について

市は、県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

① 救護所の設置場所

② 救護所の運営方法

③ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

3 NBC災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、市はNBC災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。

第3節 傷病者搬送体制の整備

1 搬送先順位、経路の決定

入間東部地区事務組合消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定する。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。

2 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、入間東部地区事務組合消防本部だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、同消防本部は民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。

第4節 保健衛生体制の整備

1 健康相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難者等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、県（保健所）と連携して避難者等の健康管理のための実施体制を整備する。

2 防疫活動体制の整備

市は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定めておくものとする。

3 栄養指導対策

市は、避難先での市民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備しておくものとする。

4 埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、棺等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える遺体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

このため市は、埋・火葬対策を適切に実施するため、県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、次の対策を講じることに努める。

- (1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議しておくものとする。
- (2) 近隣の火葬場経営者と、遺体の火葬に関して協定等を締結しておくものとする。
- (3) 県と協力して、墓地及び納骨堂を把握しておくものとする。

第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、変電所、ガス工作物、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされることも考えられることから、関係機関と連携して実態の把握等に努める。

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市町村、自衛隊、警察、消防機関で共有する。なお、情報の管理には万全を期することとする。

(1) 生活関連等施設

- ① 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
- ② 施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

(2) 危険物質等取り扱い施設の状況

- ① 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量
- ② 危険物質等取り扱い施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

2 生活関連等施設の管理体制の充実

市は、県と連携して生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び国が定める施設の安全確保の留意点を通知するとともに、消防機関及び危険物関係団体と連携し、管理体制の充実について要請する。

第9章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

市は、市域内の文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

【関連資料】資料6 市内文化財（国・県・市指定）一覧（資料編P87）

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市は武力攻撃災害の発生に備え、県の担当部署等関係機関の連絡窓口を把握し、文化財等を一時的に避難させる施設の確保など、連携体制を整備する。

3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

市は、県とともに、文化財等の保護のため、「富士見市地域防災計画 第IV部 その他の災害対策編 第6章 文化財災害対策」に基づき、対応体制を整備し、訓練を実施する。

第10章 研修の実施

市は、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び町会・自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

第11章 訓練の実施等

市は、武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくため、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携していかなければならない。

そのため、災害対策基本法に定める防災訓練との連携を図りつつ、これらの関係機関と共同して、国民保護措置についての訓練を行うよう努める。

第1節 県の訓練への参加

市は、県の実施する国民保護措置についての訓練に参加し、避難誘導や救援などの実施能力の強化、応援体制の充実、住民等の意識啓発及び職員の担当業務の遂行能力の向上を図る。

第2節 市の訓練

市は、市の国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施するものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

1 実動訓練

(1) 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

(2) 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の市民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

(3) 避難誘導訓練

警察、消防機関等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

2 図上訓練

情報収集伝達等の訓練として関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練を行う。

3 訓練結果等の検証

市は、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。

また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで、対処能力の向上に努める。

第3節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。
- (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第12章 市民との協力関係の構築

第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難者の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、市民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2節 自主防災組織との協力関係の構築

市民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努めている。

自主防災組織育成には、組織の中心となり活動を主導していくリーダーを養成するほか、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、必要な支援を行う。

【市が実施する支援等】

1 自主防災組織の設立促進

設立への依頼・協力

- 2 自主防災組織の育成
防災リーダー養成講座等の実施、訓練等の活動支援
- 3 活動のための環境整備
資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
- 4 組織の活性化の促進
助言・指導、モデル組織の紹介等

【自主防災組織に協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び富士見市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備する。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。

【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

5 保健衛生の確保への協力

第4節 市民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、市民の自主的な協力が必要である。そのため、市は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施等により意識啓発を行い、理解を深めるとともに、訓練などを通して市民の自助能力の向上に努める。

また、迅速に避難し的確な救援を受けるためには、市民同士の助け合い（共助）が重要であり、町会をはじめとする地域コミュニティへの参加を積極的に促進する。

第5節 事業者等との協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市は、事業者に対して、その施設の安全確保に十分配慮しながら以下に掲げる協力を求める場合もある。

このため市は、訓練等を通じて事業所等との協力関係を構築するとともに、従業員における専門技術者等の人材の把握等に努めるものとする。

【事業者等に協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するために策定した「避難実施要領パターン」を随時改定することとする。

第1章 実施体制の確保

第1節 全庁的な体制の整備

1 事態認定前における危機対策会議の設置及び初動措置

(1) 危機対策会議の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、市としての的確かつ迅速に対処するため、危機対策会議を速やかに設置する。危機対策会議は、国民保護担当部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。
- ② 市は、危機対策会議を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡する。
- ③ 危機対策会議は、東入間警察署、入間東部地区事務組合消防本部等の関係機関を通じて迅速に当該事案に係る情報収集に努め、県や関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 事態認定前における初動措置

市は、危機事態に応じて関係機関により講じられる避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、市長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部等の設置及び職員の自主参集と配備

国から国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は市国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。

第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参加して初動対応等を行うものとする。

なお、市職員は、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参加できない場合は、次の順に最寄りの非常参加場所に自主的に参加することとする。

【非常参加場所】

- ① 市庁舎及び各勤務先施設
- ② 現地対策本部が設置される公共施設

なお、非常参加した者は、部長又は現地対策本部長もしくはその代務者に参加状況の報告を行い、その指示に従うものとする。

第2節 市国民保護対策本部等の組織等

1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務

(1) 組織の体系について

- ① 市国民保護対策本部等には、部を設置する。

組織は「富士見市地域防災計画 資料編 災害対策本部組織、所掌事務」に準じることとする。

【関連資料】資料7 災害対策本部組織、所掌事務（資料編P88）

- ② 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員で構成し、同構成員の出席をもって開催する。

ア 本部長	市長
イ 副本部長	副市長、教育長
ウ 危機管理監	危機管理監
エ 本部員	各部局長

(2) 本部長の権限

- ① 市域内の措置に関する総合調整
- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請
- ③ 県対策本部長に対する指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護のための措置に関する総合調整の要請の求め
- ④ 国の職員等の本部会議への出席の求め
- ⑤ 県対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

⑥ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

⑦ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

(3) 市国民保護対策本部等の機能

市国民保護対策本部等の機能は以下のとおりである。

① 市長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。

② 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。

③ 市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

(4) 現地対策本部の設置

本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、危機管理監、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

② 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

ア 避難住民の避難誘導

イ 避難所での救援

ウ 被災者の捜索及び救助

エ 道路等必要な応急復旧対策の実施

オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集及び本部長への報告

カ ボランティアとの連携に関すること

キ その他本部長の指示に基づく事項

(5) 本部の担当業務について

本部の担当業務は、「富士見市地域防災計画 資料編 災害対策本部組織、所掌事務」に準じることとする。

2 市国民保護対策本部等開設の通知等

(1) 市国民保護対策本部等の開設の通知等

市国民保護対策本部等が開設されたときは、直ちにその旨を、次に掲げる機関に通知するものとする。

【通知先】

① 隣接市町及び協定市の長

② 陸上自衛隊第32普通科連隊第4中隊長

③ 荒川上流河川事務所長

④ 埼玉県危機管理防災部危機管理課長

⑤ 東入間警察署長

⑥ 入間東部地区事務組合消防本部消防長

⑦ 三芳郵便局長

⑧ 東京電力パワーグリッド(株)志木支社長

- ⑨ 東日本電信電話(株)埼玉事業部長
 - ⑩ 東武鉄道(株)ふじみ野駅長
 - ⑪ 大東ガス(株)代表取締役社長
 - ⑫ 富士見医師会長
 - ⑬ 富士見市議会議長
 - ⑭ 富士見市消防団長
 - ⑮ 富士見市町会長連合会長
- (2) 市国民保護対策本部等の会議（以下「本部会議」という。）の開催場所の決定
- ① 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。
 - ② 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。

第3節 関係機関との連携体制の確保

1 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部等と現地対策本部、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、市は、直ちに県にその状況を連絡する。

(3) 通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

2 県及び警察との連携

- (1) 警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県及び東入間警察署に報告する。
- (2) 本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部等を設置する。

3 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

4 国民保護等派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 武力攻撃災害への対処
- 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行うこととする。

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考になるべき事項

5 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。また、県が現地調整所を設置した場合には、必要に応じて職員を派遣する。

第4節 市国民保護対策本部等の廃止

市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部等を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部等を廃止する。

なお、廃止の通知を第2節の2(1)に準じて行うものとする。

第5節 市民との連携

武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランテ

ィア、事業者の協力を要請することとする。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより県、日本赤十字社埼玉県支部、富士見市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項は同編同章第3節に、事業者等に協力を求める事項は同編同章第5節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティア等の安全確保に十分配慮する。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

第1節 特殊標章等の交付

1 特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

(2) 身分証明書

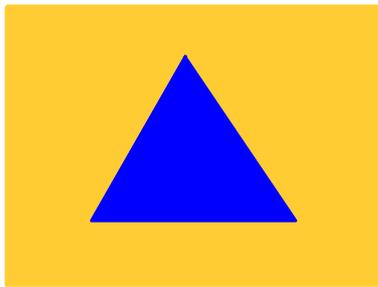
第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

2 市長等は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等を交付することとされている。

交付する者	交付を受ける者
市長	市の職員、消防団員
消防長	消防職員、消防団長、消防団員

3 市長等は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認める。

【特殊標章の図】



- ※ オレンジ色地に青色の正三角形
- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）のひな型】

表面

	<p>【この証明書を発給する許可権者の名を記載するための余白】</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>発給年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	
--	---	--

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____		
血液型/Blood type _____		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

第2節 安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- 1 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示
- 2 防災行政無線による伝達
- 3 広報車による広報

<参考> 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、衛生部隊又は医療用運送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させる。

(1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

(1) 指定地方公共機関である医療機関

(2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者（指定公共機関を除く。）

4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて赤十字標章等を使用することができるものとされている。

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

表面

	この証明書を発給する許可権者の名を記載するための余白	
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の		
PERMANENT or TEMPORARY civilian medical personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

発給年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

第3章 市民の避難措置

第1節 警報の通知の受入れ・伝達

1 県からの警報の通知の受入れ方法

県は、国から警報の通知を受け取ったときは、市町村長に対して直ちに警報を通知することとされており、市は以下のとおりこの通知を受け入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- ③ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

(1) 勤務時間内

- ① 県（危機管理課）からの警報の通知は、国民保護担当課が受信する。
- ② 国民保護担当課は、直ちに市長へ報告するとともに、受信した旨を県（危機管理課）へ返信する。

(2) 勤務時間外

- ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、警備員が受信する。
- ② 警備員は、直ちに国民保護担当課長へ連絡する。国民保護担当課長は受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、市長に報告する。

2 市民等への伝達

(1) 市民への伝達

市長は、県から警報の伝達を受けた場合には、直ちに以下の手段により、市民に対して伝達を行う。

- ① サイレン（国が定めた放送方法による。）
- ② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）などの防災行政無線
- ③ 町会を通じた伝達
- ④ 広報車
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ 防災メール、緊急通報メール等
- ⑦ ツイッター、フェイスブック等のSNS
- ⑧ スマートフォンアプリ等

なお、市長は、必要があると認めるときは、ヘリコプター等による広報を県に要請する。

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、市町村が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努める。

3 市の他の執行機関、消防機関への通知

市は県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会）、議会及び消防機関に対して直ちに通知する。

4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

第2節 緊急通報の伝達

1 緊急通報発令の基準

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に知事から発令され、市長に通知される。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

3 緊急通報の伝達

(1) 住民への伝達

市は、県から緊急通報の通知をうけた場合は、直ちに住民に対して第1節に準じた手段により伝達を行う。

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、第1節に準じて、大規模集客施設等の管理者に対して緊急通報の伝達に努める。

第3節 避難の指示等

本節では、武力攻撃事態等の類型のうち、着上陸侵攻や航空攻撃（事前の兆候を察知した場合）のように、避難のための準備期間があり、かつ避難が広範囲にわたり長期化する可能性が高い場合の対応について記載する。

弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃から避難する場合のように、事前の兆候の把握が困難と考えられ、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合の住民避難については、知事からの緊急通報の発令に基づき、市長は退避の指示、警戒区域の設定等を行うものとする。

また、市長は、第2編第4章第2節により、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択して、避難誘導を実施するものとする。

1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。

国から県への指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(1) 県からの指示の受入れ方法

県からの避難の指示の受入れは、「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととしている。

① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に伝達する。

② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

ア 主要な避難経路

イ 避難のための交通手段

ウ 避難先地域における避難施設

(2) 市民への避難の伝達等

市長は、知事から避難の指示をうけた場合には、その旨を直ちに市民に伝達するとともに、避難実施要領を速やかに作成する。

① 避難実施要領の作成

ア 第1段階の避難指示があった時

市長は、第2編第4章第2節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第2段階の避難指示があった時

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

- (ア) 要避難地域の住所
- (イ) 避難住民の誘導の実施単位（町会・自主防災組織等）
- (ウ) 避難先の住所及び施設名
- (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- (オ) 集合時間及び集合にあたっての留意点
- (カ) 避難の交通手段及び避難の経路
- (キ) 市職員、消防職団員の配置、担当業務等
- (ク) 要配慮者への対応
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法
- (コ) 避難誘導中の食料の配給等の支援内容
- (サ) 避難住民の携行品、服装
- (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市は、避難実施要領を完成させた時には、市民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に市民を避難誘導する。

② 市民への周知内容及び方法

市長は、第2編第4章第4節で定めた避難指示の周知方法及び内容に基づき、一般住民、要配慮者等に周知する。

③ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、市の他の執行機関、入間東部地区事務組合消防本部、東入間警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(3) 避難先地域の通知の受入

本市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入は「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

(4) 避難の指示を周知すべき機関

- ① 公共的団体のうち関係する団体
- ② 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体
- ③ 大規模事業所や大規模集客施設

2 市域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の市民が市域を越えて避難を行うことや、逆に他市町村の住民が本市へ避難してくるなどが考えられる。

こうした市町村の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示並びに第1編第5章第3節であらかじめ締結した協定に基づき、市民を避難誘導する。

第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第7節「1 交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

1 運送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 要配慮者の避難

市は、あらかじめ第2編第4章第7節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道・バス事業者等に対して、下記の事項を示し国民保護業務計画又はあらかじめ締結した協定に基づき、避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の数

要請を受けた運送事業者である地方公共機関は、業務計画に基づき避難住民の運送を実施するものとする。

3 運送実施状況の把握

(1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市対策本部に報告するものとする。

(2) 市対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。

(3) 市対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部に報告する。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難措置の指示があった場合には、市は、県が決定した主要な避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第8節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、住民への周知を図る。

第6節 避難路の交通対策の実施

1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、東入間警察署長に対し必要な交通規制を要請する。

2 交通規制の周知

市は、交通規制や道路の通行禁止措置を行ったとき、又は県から交通規制等の状況について通知があったときは、防災行政無線や防災メール、広報車等を使用して市民に周知する。

3 道路等障害物の除去

市長は、被害状況を把握し、関係機関及び事業団体等の協力を得て、迅速に道路等の障害物を除去するものとする。

第7節 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員を指揮し、また消防長及び消防団長の協力を得て住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うように要請する。

また、市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- ① 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- ② 避難の流れに逆行する者

2 県への支援の要請

市長は、市民の避難誘導の状況について県に報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を要請する。

第8節 避難の指示の解除

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体等の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

- 収容施設の供与
- 食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与
- 医療の提供及び助産
- 被災者の捜索及び救出
- 遺体の捜索、処理及び埋・火葬
- 電話その他の通信設備の提供
- 被災住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

第1節 収容施設の供与

1 避難所の決定方法等

(1) 避難所の決定

① 市民が県内の他市町村に避難する場合

市が要避難地域に指定された場合、県が、避難先地域の市町村と調整し、あらかじめ指定した避難施設の中から適切な施設を選定する。

② 市民が県外へ避難する場合

市が要避難地域に指定された場合、知事が、避難先地域の知事と協議し、避難先地域の知事は、避難住民を受け入れる避難所を決定し、知事に通知する。

知事は、市に、避難所について通知する。

③ 市が避難先地域になる場合

知事があらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定する。

(2) 公営住宅、民間賃貸住宅の貸与

市は、公営住宅及び民間賃貸住宅について、以下により空室を確保して、避難住民等に貸与する。

① 公営住宅の貸与

公営の住宅及び宿泊施設の空室状況を把握するとともに、他の自治体及び公社等に住宅及び宿泊施設の空室の貸与を依頼し、確保する。

② 民間賃貸住宅の貸与

関係団体等に対して協力を依頼し、借り上げ等の方法により空室を確保する。

(3) 応急仮設住宅等の供与

市は、第2編第4章第11節によって定めた方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、避難住民等に対して応急仮設住宅等を供与する。

2 避難施設の管理者への通知

県が管理する施設以外の市内の避難先地域の避難施設の管理者への通知は、県が市を通じて行うことになっている。市は、県からの避難施設の管理者への通知を管理者へ伝達する。

3 収容施設の運営、維持管理等

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第4章第6節であらかじめ定めた避難所の運営マニュアルに基づき、救援を行うため配置された市及び県職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営を行う。

(2) 応急仮設住宅等の維持管理

応急仮設住宅等の維持管理は、原則として県からの委託により、市が行う。

(3) 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮する。

第2節 食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与を実施する。

1 必要物資の報告

市は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食品、飲料水、生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

2 応援物資の集積等

市は、第2編第6章第2節及び第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整するものとする。

3 緊急物資の運送方法等

(1) 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

(2) 運送実施状況の把握

運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送途中での支障等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

4 緊急物資運送路の確保

(1) 県国民保護対策本部との調整

市は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。

(2) 警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には警察署と調整をする。

5 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、町会・自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民等が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県の国民保護対策本部を通じて、国民に公表するよう努める。

また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第3節 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。

1 救急救助、傷病者の搬送

(1) 入間東部地区事務組合消防本部の活動

① 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、その状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

② 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

ア トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷病者を優先する。

イ 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い弱者を優先する。

ウ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

エ 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

③ 応援の要請

入間東部地区事務組合消防本部だけで対処することが困難と認められる場合には、同消防本部消防長は、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

(2) 傷病者搬送の手順

入間東部地区事務組合消防本部は、第2編第7章第3節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

① 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

② 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。

イ 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第3節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

ウ 市は、重傷病者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。

③ 傷病者の後方医療機関への搬送

市、同消防本部は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

2 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

(1) 医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第7章第2節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

(2) 医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合には、県に調達を要請する。

3 医療救護所の設置

市は、第2編第7章第2節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

4 N B C災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

5 医療活動等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第4節 被災者の捜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

1 被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。収集した情報は、逐次県対策本部へ報告する。

2 被災地における捜索・救助の実施

- (1) 市は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。
- (2) 市は、被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県対策本部に連絡し、指示を受ける。

3 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

第5節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。

1 遺体の搜索

市は、県や警察などの関係機関の協力のもとに遺体の搜索を実施するものとする。

ただし、NBC攻撃災害により、遺体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

2 遺体の処理

市は、県が行う下記の遺体の処理に協力する。

(1) 一時保管

検視（見分）・・・検案前の遺体の一時保管を行う。

（注）検視・・・警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か遺体の状況を調べる処分。

見分・・・警察が、非犯罪遺体について遺体の状況を調査する処分。

検案・・・医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

(2) 検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

(3) 検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

(4) 身元確認作業等

遺体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

(5) 遺体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、遺体収容所へ搬送し、収容する。

(6) 遺体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

遺体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

(7) 遺留品等の整理

収容した遺体の遺留品等の整理を行う。

3 埋・火葬対策

(1) 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

(2) 埋・火葬の実施

① 市は県と協力して火葬を実施する。

② 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。

【関連資料】資料8 火葬場一覧（資料編P95）

第6節 電話その他の通信設備の提供

市は、県と協力して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行う。

第7節 被災住宅の応急修理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力で応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

第8節 学用品の給与

市は、県と協力して、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

第9節 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は県と協力して、武力攻撃災害により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と情報を共有するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部等は、県対策本部、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。
- (2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

第2節 応急措置等の実施

1 退避の指示・警戒区域の設定

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民に対し退避の指示を周知する。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 市民の退避の方法
- ⑤ 携帯品

⑥ その他の注意事項

(2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

(3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

市長は、必要により警察署長に対し、同様の指示をすることを要請する。

2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況把握」に準じて把握する。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認められる場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、県内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害

を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は「富士見市地域防災計画（第IV部その他の災害対策編）」の「放射性物質事故災害対策」に定めるところに準じて措置を実施する。

5 NBC攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示するものとする。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(2) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

- ① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- ② 汚染され、又は汚染された疑いがある遺体の移動を制限、禁止すること。
- ③ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じること。

この場合、市は県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行うものとする。

- ④ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

(3) 関係機関との連携

市長は、県対策本部へ攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的支援について報告する。

この場合において、汚染物質に関する情報を、県、消防機関、警察、保健所、医療機関等と共有する。

また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努めるものとする。

(4) 対応時の留意事項

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

- ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線
- イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線
- ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、市は、県、警察、消防機関、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとする。

(ア) 初動措置として、市は、県、消防機関、警察、自衛隊に対して、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うことを要請する。また、市は、汚染物質に関する情報を県、保健所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県、警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。

(イ) 市は、県、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。

(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。

(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア)から(ウ)に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。

(オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。

② 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 初動措置として、市は、県、消防機関、警察、自衛隊に対して、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施するよう要請し、その情報を保健所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、市は、県、警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。

イ 市は、県の要請により、対処要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力する。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 初動措置として、市は、県、消防機関、警察、自衛隊に対して、原因物質の特定、汚染地域の特定又は予測、被災者の救助、除染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。

イ また、市は、県、警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を実施する。

ウ 市は、県、消防機関、医療機関と連携して、原因物質の特性に応じた救急医療を実施する。

第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第4節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

第4節 動物保護対策の実施

市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

1 危険動物等の逸走対策

2 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物対策の実施

1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、「富士見市地域防災計画 第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第10節 1 廃棄物処理対策」に基づき廃棄物対策を実施する。

2 し尿処理

(1) 市が行う措置

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足する

と認められる場合には、県に対して支援を要請する。

(2) 県の実施する避難所等への仮設（簡易）トイレの設置への協力

市は、県の実施する仮設（簡易）トイレの設置に協力する。

第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による文化財等の被害状況を把握し、「富士見市地域防災計画 第IV部 その他の災害対策編 第6章 文化財災害対策」に基づき、文化財保護対策を実施する。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。

3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を市民に提供する。

【関連資料】資料9 被災情報の報告様式（資料編P96）

第2節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

① 氏名

② 出生の年月日

③ 男女の別

④ 住所

⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）

⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することが

できるものに限る)

- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した住民に関し収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 遺体の所在
- ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

【関連資料】 資料10 安否情報収集様式（資料編P97）

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。
- ③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

【関連資料】 資料11 安否情報照会書様式（資料編P100）

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。
 - ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
 - イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。
- ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報
 - イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報
 - ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、遺体の所在
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【関連資料】資料12 安否情報回答書様式（資料編P101）

(3) 個人情報保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

第3節 各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。

第4編 市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、市民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、市民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

第1節 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

また、国や県が行う物資の価格高騰、買占め、売り惜しみ対策に協力する。

第2章 避難住民等の生活安定措置

第1節 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように就学の援助をし、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。

第2節 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

市は、その所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、市内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制を確立し、安定した供給機能の維持に努める。

第4章 応急復旧措置の実施

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。

1 被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じる時には、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償

市は、以下の処分が行われた時には、当該処分によって通常生ずべき損失を国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。

- 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合

第2章 損害補償

市は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- 1 避難住民の誘導及び復帰への協力
- 2 救援への協力
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 4 保健衛生の確保への協力

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。

第6編 緊急対処事態対処編

我が国に対して着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくい、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において市が行う措置は、市民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

1 国の想定する緊急対処事態とその対処措置

国は、緊急対処事態として以下の4つの事態を想定している。

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 県の想定する緊急対処事態とその対処措置

県は、県の地理的、社会的特性等を考慮し、発生する可能性が高い事態として以下の3つを想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、県は具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施することとしている。

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

3 市が想定する事態について

国及び県の事態を参考とし、市においても、本市の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い以下の2つの事態を想定し、県の「緊急対処事態対応マニュアル」に準じたマニュアルを策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施する。

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態

4 富士見市緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、富士見市緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。

【関連資料】資料13 富士見市国民保護計画用語集（資料編P102）

富士見市国民保護計画

《 資料編 》

富士見市国民保護計画<<資料編>> 目次

<資料1>	危険物取扱施設数	81
<資料2>	県、市町村の担当部署、連絡方法	82
<資料3>	消防機関の担当部署、連絡方法	84
<資料4>	指定緊急避難場所	85
<資料5>	避難施設（避難者を収容する施設がある場所）	86
<資料6>	市内文化財（国・県・市指定）一覧	87
<資料7>	災害対策本部組織、所掌事務	88
<資料8>	火葬場一覧	95
<資料9>	被災情報の報告様式	96
<資料10>	安否情報収集様式	97
<資料11>	安否情報照会書様式	100
<資料12>	安否情報回答書様式	101
<資料13>	富士見市国民保護計画用語集	102

<資料1> 危険物取扱施設数

令第28条第1号に規定する危険物の取扱施設数

令和3年4月現在

製造所等の区分 倍 数	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所			
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
合 計	74	2	40	10	10	0	10	0	2	8	32	20	0	12
5倍以下	9	0	8	1	1	0	5	0	1	0	1	0	0	1
5倍をこえ10倍以下	20	1	8	4	1	0	3	0	0	0	11	3	0	8
10倍をこえ50倍以下	32	1	21	4	8	0	1	0	0	8	10	7	0	3
50倍をこえ100倍以下	3	0	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
100倍をこえ150倍以下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
150倍をこえ200倍以下	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
200倍をこえ1,000倍以下	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0
1,000倍をこえるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

100倍をこえるものの詳細

	名 称	所在地
100倍をこえ150倍以下	株式会社 金曾商店	水谷東3-44-26
150倍をこえ200倍以下	いるま野農業協同組合 (株式会社 志村)	水子2562-2
	株式会社 アイラックス	上南畑2731-1
200倍をこえ1,000倍以下	島田建設 株式会社	東大久保324-1
	出光興産株式会社 (株式会社 志村)	榎町1
	株式会社 深井石油	羽沢3-20-32
	出光興産株式会社 (株式会社イハシエネルギー)	渡戸1-16-18
	ENEOS株式会社 (株式会社 鹿島屋)	下南畑3445-1
	出光興産株式会社 (株式会社イハシエネルギー)	鶴馬1512-1
	ENEOS株式会社 (株式会社 鹿島屋)	下南畑2443-1

＜資料2＞ 県、市町村の担当部署、連絡方法

令和3年12月現在

No.	市町村名	担当部署	電話番号	FAX
1	埼玉県	危機管理課	048-830-8131	048-830-8129
2	さいたま市	危機管理課	048-829-1125	048-829-1936
3	川越市	防災危機管理室	049-224-5554	049-225-2895
4	熊谷市	危機管理課	048-524-1111(内333)	048-525-9051
5	川口市	危機管理課	048-242-6358	048-257-3535
6	行田市	危機管理課	048-556-1111(内282)	048-556-2117
7	秩父市	危機管理課	0494-22-2206	0494-22-1363
8	所沢市	危機管理室	04-2998-9399	04-2998-9042
9	飯能市	危機管理室	042-973-2723	042-972-8455
10	加須市	危機管理防災課	0480-62-1111(代)	0480-62-1934
11	本庄市	危機管理課	0495-25-1184	0495-22-0602
12	東松山市	危機管理防災課	0493-21-1405	0493-22-7799
13	春日部市	防災対策課	048-736-1111(内2342)	048-733-3825
14	狭山市	危機管理課	04-2953-1111	04-2954-6262
15	羽生市	地域振興課	048-561-1121	048-563-2322
16	鴻巣市	危機管理課	048-541-1321	048-542-9818
17	深谷市	総務防災課	048-574-6635	048-573-8250
18	上尾市	危機管理防災課	048-775-5140	048-775-9927
19	草加市	危機管理課	048-922-0614	048-922-6591
20	越谷市	危機管理室	048-963-9285	048-965-7809
21	蕨市	安全安心推進課	048-433-7755	
22	戸田市	危機管理防災課	048-441-1800(代)	048-433-2200
23	入間市	危機管理課	04-2964-1111(3363)	04-2964-7818
24	朝霞市	危機管理室	048-463-1788	048-467-0770
25	志木市	防災危機管理課	048-473-1111(内2326)	048-474-4384
26	和光市	危機管理室	048-424-9096	048-464-1234
27	新座市	危機管理課	048-477-2502	048-481-6748
28	桶川市	安心安全課	048-788-4926	048-786-3740
29	久喜市	消防防災課	0480-22-1111(代)	
30	北本市	くらし安全課	048-594-5523	048-592-5997
31	八潮市	危機管理防災課	048-996-2111(内305)	048-995-7367
32	富士見市	危機管理課	049-251-2711(内446)	049-251-2760
33	ふじみ野市	危機管理防災課	049-262-9017	
34	三郷市	危機管理防災課	048-952-1294	048-952-6780

No.	市町村名	担当部署	電話番号	FAX
35	蓮田市	危機管理課	048-768-3111(内297)	
36	坂戸市	防災安全課	049-283-1331(内219)	049-283-3903
37	幸手市	危機管理防災課	0480-43-1111(内582)	0480-43-6033
38	鶴ヶ島市	安心安全推進課	049-271-1111(代)	049-271-1190
39	日高市	危機管理課	042-989-2111(代)	042-989-2316
40	吉川市	危機管理課	048-982-9471	048-981-5392
41	伊奈町	生活安全課	048-721-2111(内2284)	048-721-2136
42	三芳町	自治安心課	049-258-0019(内265～ 267)	049-274-1009
43	毛呂山町	総務課	049-295-2112(内313, 314)	049-295-0771
44	越生町	総務課	049-292-3121(代)	049-292-5400
45	滑川町	総務政策課	0493-56-2211(代)	0493-56-2448
46	嵐山町	地域支援課	0493-62-2152	0493-62-5935
47	小川町	防災地域支援課	0493-72-1221(内351)	0493-74-2920
48	ときがわ町	総務課	0493-65-1650	0493-65-3631
49	川島町	総務課	049-299-1753	049-297-6058
50	吉見町	総務課	0493-54-1505	0493-54-4200
51	鳩山町	総務課	049-296-1214	049-296-2594
52	横瀬町	総務課	0494-25-0111(代)	0494-23-9349
53	皆野町	総務課	0494-62-1231	0494-62-2791
54	長瀨町	総務課	0494-66-3111(内212, 213)	0494-66-0894
55	小鹿野町	総務課	0494-75-1221	0494-75-2819
56	東秩父村	総務課	0493-82-1221(代)	0493-82-1562
57	美里町	総務税務課	0495-76-1115	0495-76-0909
58	神川町	防災環境課	0495-77-2124	0495-77-3915
59	上里町	くらし安全課	0495-35-1226	0495-33-2429
60	寄居町	自治防災課	048-581-2121(内371)	048-581-5100
61	宮代町	町民生活課	0480-34-1111(内276～ 279)	0480-34-1093
62	白岡市	安心安全課	0480-92-1111(内372, 373)	
63	杉戸町	くらし安全課	0480-33-1111(内282, 288)	0480-33-4550
64	松伏町	総務課	048-991-1895	048-991-7681

<資料3> 消防機関の担当部署、連絡方法

令和3年12月現在

機関名	担当部署	所在地	電話番号	FAX
入間東部地区事務組合 消防本部	警防課	ふじみ野市大井中央1-1-19	049-261-6659	049-261-4395
西消防署	消防課	ふじみ野市大井中央1-1-19	049-261-5837	049-261-6037
西消防署 三芳分署	分署長	入間郡三芳町北永井617-8	049-259-2036	049-259-2139
東消防署	消防課	富士見市鶴馬1850-1	049-255-4119	049-255-2709
東消防署 富士見分署	分署長	富士見市水子4060-1	049-255-4117	049-255-6739
東消防署 ふじみ野分署	分署長	ふじみ野市川崎2-7-3	049-267-0119	049-267-0116

<資料4> 指定緊急避難場所

番号	施設名	所在地	電話番号
1	鶴瀬小学校	羽沢2-1-1	049-251-0149
2	水谷小学校	水谷1-13-3	049-251-1130
3	南畑小学校	上南畑1280	049-251-1123
4	関沢小学校	関沢3-24-1	049-252-2886
5	勝瀬小学校	勝瀬674	049-262-1065
6	水谷東小学校	水子3614	049-252-3850
7	諏訪小学校	鶴馬1932-1	049-253-1451
8	みずほ台小学校	東みずほ台3-21	049-253-2981
9	針ヶ谷小学校	針ヶ谷2-38-1	049-253-4482
10	ふじみ野小学校	ふじみ野東4-4-1	049-267-2312
11	つるせ台小学校	鶴瀬西2-9-1	049-251-2112

<資料5> 避難施設（避難者を収容する施設がある場所）

番号	施設名	所在地	電話番号
1	鶴瀬小学校	羽沢2-1-1	049-251-0149
2	水谷小学校	水谷1-13-3	049-251-1130
3	南畑小学校	上南畑1280	049-251-1123
4	関沢小学校	関沢3-24-1	049-252-2886
5	勝瀬小学校	勝瀬674	049-262-1065
6	水谷東小学校	水子3614	049-252-3850
7	諏訪小学校	鶴馬1932-1	049-253-1451
8	みずほ台小学校	東みずほ台3-21	049-253-2981
9	針ヶ谷小学校	針ヶ谷2-38-1	049-253-4482
10	ふじみ野小学校	ふじみ野東4-4-1	049-267-2312
11	つるせ台小学校	鶴瀬西2-9-1	049-251-2112
12	富士見台中学校	諏訪2-8-1	049-251-0473
13	本郷中学校	水子539	049-252-2889
14	東中学校	上南畑980	049-253-1555
15	西中学校	西みずほ台3-14-6	049-252-4145
16	勝瀬中学校	勝瀬400-1	049-266-2503
17	水谷中学校	水子3117	049-254-5335
18	鶴瀬公民館	羽沢3-23-10	049-251-1140
19	南畑公民館	上南畑306-1	049-251-5663
20	水谷公民館	水谷1-13-6	049-251-1129
21	水谷東公民館	水谷東2-12-10	048-473-8717
22	鶴瀬西交流センター	鶴馬3575-1	049-251-2791
23	関沢児童館	西みずほ台1-7	049-251-9786
24	ふじみ野交流センター	ふじみ野東3-7-1	049-261-5371
25	針ヶ谷コミュニティセンター	針ヶ谷1-38	049-251-8478
26	みずほ台コミュニティセンター	西みずほ台1-19-2	049-254-2221
27	健康増進センター	鶴馬3351-2	049-252-3771
28	市民総合体育館	鶴馬1887-1	049-251-5555
29	県立富士見高校	上南畑950	049-253-1551
30	大井小学校	ふじみ野市苗間37	049-261-0242
31	大井東中学校	ふじみ野市ふじみ野3-2-1	049-263-5181

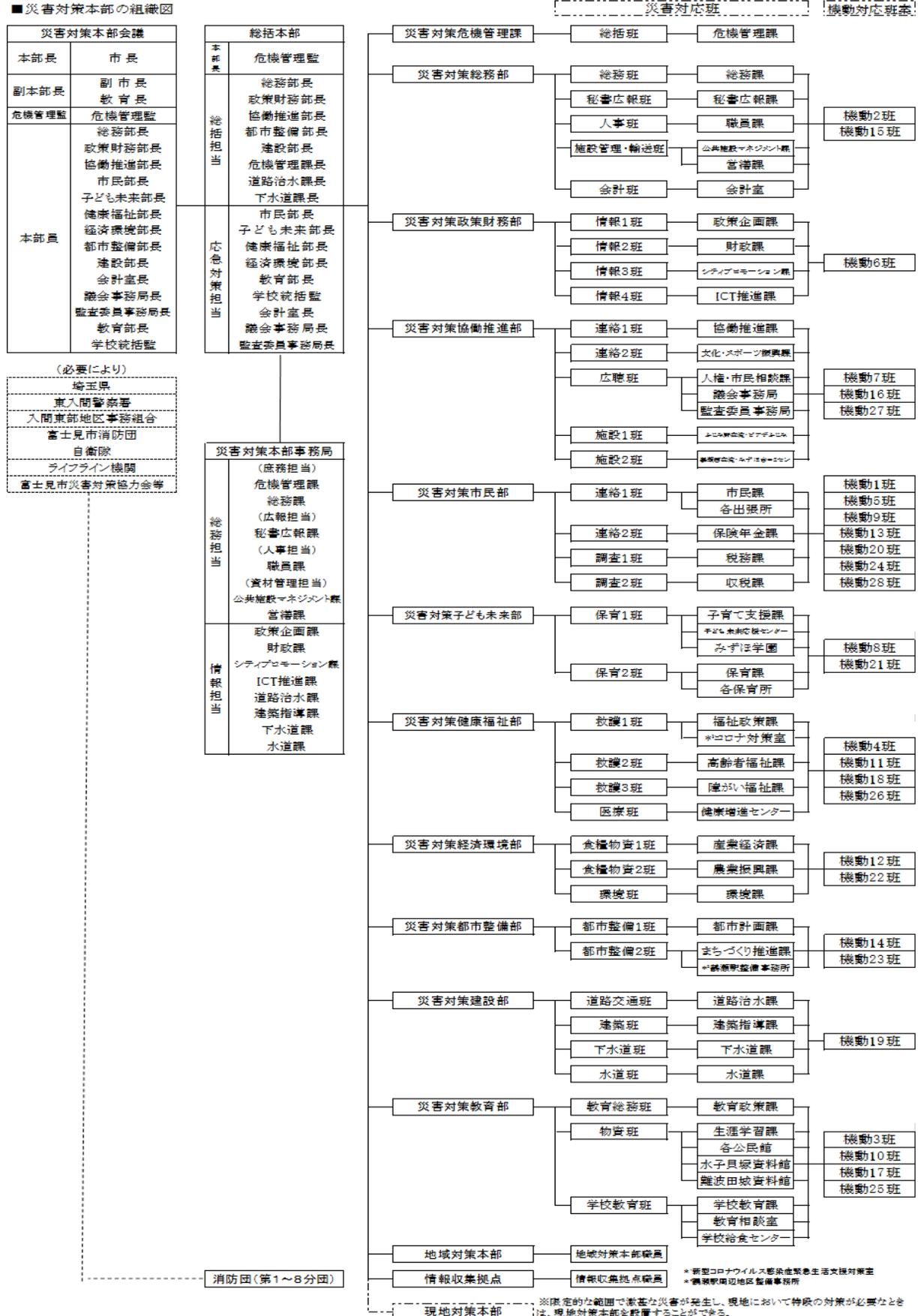
<資料6> 市内文化財（国・県・市指定）一覧

令和3年12月現在

指定者	種別	種類	名称	所在地または保持者	所有者	指定日	
国	記念物	史跡	水子貝塚	水子貝塚公園	富士見市	S44-9-9	
埼玉県	記念物	旧跡	難波田氏館跡	難波田城公園他	富士見市	S36-9-1	
	有形文化財	考古資料	羽沢遺跡出土縄文土器	水子貝塚資料館	富士見市	H10-3-17	
富士見市	有形文化財	歴史資料	コロボックルの碑	山室2-26	富士見市	S50-11-1	
			道しるべ	大字水子1891	富士見市	S52-3-17	
			南畑八幡神社鰐口	大字下南畑1148・南畑八幡神社	南畑八幡神社	H13-2-8	
		考古資料	関口不動堂月待板碑	難波田城資料館	個人	S50-11-1	
			護国寺建長四年板碑	大字勝瀬723-1・護国寺境内	護国寺	S50-11-1	
			嘉吉元年月待板碑	難波田城資料館	個人	S52-3-17	
			大型板碑	大字勝瀬723-1・護国寺境内	護国寺	S58-6-20	
			建長四年板碑	大字南畑新田83	個人	S58-6-20	
			北通遺跡第8号方形周溝墓出土遺物	水子貝塚資料館	富士見市	H4-2-17	
			打越式土器	水子貝塚資料館	富士見市	H29-2-23	
		建造物	旧大澤家住宅・主屋	難波田城公園内	富士見市	H5-7-7	
			大澤家住宅・表門	大字東大久保	個人	H5-7-7	
			大澤家住宅・穀蔵	大字東大久保	個人	H5-7-7	
			旧金子家住宅・主屋	難波田城公園内	富士見市	H9-9-19	
			旧鈴木家長屋門	難波田城公園内	富士見市	H9-9-19	
			水越門樋	大字上南畑295-3	富士見市	H20-3-26	
			山形樋管	大字下南畑125-3	富士見市	H20-3-26	
		彫刻	役行者座像	大字水子1762-3・水宮神社	個人	H2-2-19	
		古文書	横田家文書	難波田城資料館	富士見市	H13-2-8	
			柳下家十玉院文書	難波田城資料館	個人	H13-2-8	
			水宮神社般若院文書	大字水子1762	水宮神社	H13-2-8	
			大澤家文書	難波田城資料館	個人	H29-2-23	
			林家文書	大字水子	個人	H29-2-23	
		民俗文化財	無形民俗	南畑八幡神社獅子舞	南畑八幡神社獅子舞保存会		S58-6-20
				鶴馬諏訪神社獅子舞	渡戸獅子会		H1-1-10
				勝瀬囃子	勝瀬囃子保存会		H1-1-10
				水子上組囃子	水子上組囃子連		H1-1-10
				水子城の下組囃子	水子城の下組囃子連		H1-1-10
				水子石井囃子	水子石井囃子保存会		H1-1-10
				中水子囃子	中水子囃子保存会		H1-1-10
記念物	天然記念物	ケヤキ	諏訪2-1589-1・諏訪神社境内	諏訪神社	S58-6-20		
		イチョウ	大字勝瀬791-1・榛名神社境内	榛名神社	S58-6-20		
		カヤ	諏訪1-8-3・瑠璃光寺境内	瑠璃光寺	H4-2-17		

<資料7> 災害対策本部組織、所掌事務

■災害対策本部の組織図



※なお、この組織図に記載のない部署については、所属する部局の指示により、それぞれの災害対応班または機動対応班に属し、災害対応を行うものとする。また、災害状況等を勘察し、危機管理監の指示により柔軟に機動班等を運用するものとする。

部名 (部長)	班名 (班長)	班員	災害対策本部における事務分掌
災害対策本部会議	本部長	市長	1 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	危機管理監	危機管理監	1 災害対策本部に関すること 2 災害対応情報の収集・集約に関すること 3 災害対策活動方針に関すること
	本部員	総務部長 政策財務部長 協働推進部長 市民部長 子ども未来部長 健康福祉部長 経済環境部長 都市整備部長 建設部長 会計室長 議会事務局長 監査委員事務局長 教育部長 学校統括監	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 2 災害対策本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
災害対策本部総括本部	本部長	危機管理監	1 災害対策本部総括本部の統括に関すること
	総括担当	総務部長 政策財務部長 協働推進部長 都市整備部長 建設部長 危機管理課長 道路治水課長 下水道課長	1 災害情報と被害状況の分析及び対応策の報告に関すること 2 本部長の指示・了解のもと、各部・各班の指揮監督及び災害対策全般の指揮に関すること 3 本部長の命令の伝達・遂行に関すること 4 各部への指示・伝達並びに各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況の把握、対策項目の整理などの事務に関すること
	応急対策担当	市民部長 子ども未来部長 健康福祉部長 経済環境部長 教育部長 学校統括監 会計室長 議会事務局長 監査委員事務局長	1 各部の所掌事務に係る災害に対する応急対策に関すること 2 総括担当者の指示の伝達・遂行に関すること

部名 (部長)	班 名 (班 長)		班 員	災害対策本部における事務分掌
災害対策本部事務局	総務担当	庶務担当	危機管理課 総務課 公共施設マネジメント課 秘書広報課	1 本部及び本部会議の庶務に関すること (危機管理課・総務課) 2 防災会議その他の防災関係機関及び本部内の連絡に関すること(危機管理課) 3 市庁舎の保全に関すること (公共施設マネジメント課) 4 防災関係機関との連絡に関すること (危機管理課、総務課) 5 防災関係機関の災害派遣要求に関すること (危機管理課、総務課) 6 災害備蓄倉庫の管理に関すること (危機管理課) 7 本部長・副本部長の秘書に関すること (秘書広報課) 8 災害見舞、視察等に関すること(秘書広報課)
		広報担当	秘書広報課	1 市民への広報及び避難情報の伝達に関すること 2 帰宅困難者への情報提供に関すること 3 報道機関との連絡及び調整に関すること 4 災害写真の撮影等に関すること
		人事担当	職員課	1 職員の動員及び派遣に関すること 2 出勤職員の配置状況の集約に関すること 3 出勤職員の給与及び食料に関すること 4 災害従事者の損害補償に関すること 5 他自治体職員等の受援に関すること 6 防災功労者の調査に関すること
		資材管理 担当	公共施設マネジメント課 営繕課 危機管理課 財政課	1 災害予算編成及び資金調達に関すること (財政課) 2 市有財産の被害状況調査に関すること (公共施設マネジメント課・営繕課) 3 災害対策活動必需品の調達に関すること (公共施設マネジメント課・営繕課) 4 庁用車の配車及び借上げ自動車の確保に関すること (公共施設マネジメント課) 5 運輸業者との連絡調整に関すること (公共施設マネジメント課・営繕課) 6 災害用備品の貸出しに関すること (公共施設マネジメント課・営繕課) 7 災害用備品の管理に関すること(危機管理課)
		情報担当	政策企画課 財政課 シティプロモーション 課 ICT推進課 道路治水課 建築指導課 下水道課 水道課	1 災害情報と被害状況の収集に関すること (政策・財政・シティ・ICT) 2 住民、防災機関等からの被害情報及び災害情報の 収集・分析 (政策・財政・シティ・ICT) 3 情報の集計、整理に関すること (政策・財政・シティ・ICT) 4 河川の巡視及び水位の把握に関すること (道路治水・建築指導・下水・水道) 5 土木関係被害状況収集・調査・報告に関すること (道路治水・建築指導・下水・水道)

部名 (部長)	班名 (班長)	班員	災害対策本部における事務分掌
災害対策危機管理課	総括班 (危機管理課長)	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に関すること 2 警報・地震情報等の伝達に関すること 3 災害情報の記録に関すること 4 防災会議等、関係機関との連絡調整に関すること 5 防災行政無線（固定系・移動系）の運用に関すること
災害対策総務部	総務班 (総務課長)	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊派遣要請に関すること 2 部内の応援に関すること 3 その他本部長の特命事項に関すること
	秘書広報班 (秘書広報課長)	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 災害視察及び見舞者の対応に関すること 3 市民への災害広報に関すること 4 帰宅困難者への情報提供に関すること 5 報道機関への対応に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
	人事班 (職員課長)	職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員に関すること 2 職員の配備状況等の集約に関すること 3 職員の食料、物資の供給及び厚生に関すること 4 職員の公務災害に関すること 5 自治体への応援要請に関すること 6 応援要請先の自治体等との連絡調整に関すること 7 応援職員の食料、物資の供給及び厚生に関すること 8 部内の応援に関すること 9 その他本部長の特命事項に関すること
	施設管理・輸送班 (公共施設マネジメント課長、営繕課長)	公共施設マネジメント課 営繕課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産、所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 公用車の配車に関すること 3 燃料及び災害用資材の確保に関すること 4 物資の輸送に関すること 5 部内の応援に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
	会計班 (会計室長)	会計室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の出納に関すること 2 見舞金及び義援金の出納保管に関すること 3 部内の応援に関すること 4 その他本部長の特命事項に関すること
災害対策政策財務部	情報1班 (政策企画課長) 情報2班 (財政課長) 情報3班 (シティプロモーション課長) 情報4班 (ICT推進課長)	政策企画課 財政課 シティプロモーション課 ICT推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関すること 2 情報の集計、整理に関すること 3 各部への収集情報の伝達に関すること 4 災害対策予算の編成及び財政措置に関すること (情報2班) 5 部内の応援に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
災害対策協働推進部	連絡1班 (協働推進課長) 連絡2班 (文化・スポーツ振興課長)	協働推進課 文化・スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町会等地域団体への連絡及び調整に関すること 2 所管施設における来館者の安全確保、被害調査及び応急措置に関すること 3 部内の応援に関すること 4 その他本部長の特命事項に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	班員	災害対策本部における事務分掌
災害対策協働推進部	広聴班 (人権・市民相談課長、議会事務局次長)	人権・市民相談課 議会事務局 監査委員事務局	1 相談窓口の開設に関する事 2 被災者の相談、申請に関する事 3 被災者の意見、要望等の聴取に関する事 4 外国人への支援に関する事 5 富士見市議会議員との連絡調整に関する事 6 部内の応援に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事
	施設1班 (ふじみ野交流センター所長) 施設2班 (鶴瀬西交流センター所長)	ふじみ野交流センター ピアザふじみ 鶴瀬西交流センター みずほ台コミュニティセンター	1 所管施設における来館者の安全確保、被害調査及び応急措置に関する事 2 帰宅困難者の受け入れ等に関する事 3 部内の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策市民部	援護1班 (市民課長) 援護2班 (保険年金課長)	市民課 保険年金課 各出張所	1 罹災証明書の発行に関する事 2 国民健康保険税の減免に関する事(援護2班) 3 遺体の埋火葬に関する事 4 部内の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
	調査1班 (税務課長) 調査2班 (収税課長)	税務課 収税課	1 被害状況の把握に関する事 2 住家等の被害調査に関する事 3 税の減免、徴収猶予等に関する事(調査1班) 4 部内の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
子ども未来部	保育1班 (子育て支援課長) 保育2班 (保育課長)	子育て支援課 保育課 子ども未来応援センター みずほ学園	1 保育園児の保護に関する事 2 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 3 民間保育園等との連絡調整に関する事 4 私立幼稚園等との連絡調整に関する事 5 児童館との連絡調整に関する事 6 放課後児童クラブとの連絡調整に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策健康福祉部	救護1班 (福祉政策課長) 救護2班 (高齢者福祉課長) 救護3班 (障がい福祉課長)	福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室	1 行方不明者の把握、捜索に関する事 2 遺体の処理、安置に関する事 3 福祉避難所、福祉仮設住宅の開設、運営に関する事 4 災害ボランティアへの対応に関する事 5 義援金の受入れ、配分に関する事 6 日本赤十字社に関する事 7 災害救助法の適用申請に関する事 8 避難行動要支援者支援に関する事 9 保険料の減免、徴収猶予等に関する事(救護2班) 10 所管施設の被害調査に関する事 11 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 12 入間東部福祉会との連絡調整に関する事 13 シルバー人材センターとの連絡調整に関する事 14 社会福祉事業団との連絡調整に関する事 15 部内の応援に関する事 16 その他本部長の特命事項に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	班員	災害対策本部における事務分掌
災害対策健康福祉部	医療班 (健康増進センター所長)	健康増進センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の点検及び応急措置に関する事 2 病院・医院の被害把握に関する事 3 医療救護チームの編成に関する事 4 医師会、歯科医師会との連絡調整に関する事 5 保健所との連絡調整等に関する事 6 医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 7 避難者の健康管理に関する事 8 部内の応援に関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策経済環境部	食料物資1班 (産業経済課長) 食料物資2班 (農業振興課長)	産業経済課 農業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料、生活必需品の調達及び供給に関する事 2 救援物資の供給に関する事 3 商業、工業被害の調査に関する事(食料物資1班) 4 農業被害の調査に関する事(食料物資2班) 5 防災協力農地に関する事(食料物資2班) 6 所管施設の被害調査に関する事 7 部内の応援に関する事 8 その他本部長の特命事項に関する事
	環境班 (環境課長)	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの収集、処理に関する事 2 し尿の収集、処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 防疫、衛生活動に関する事 5 災害廃棄物処理に関する事 6 災害時における公害対策に関する事 7 動物死体の処理、放浪動物の保護に関する事 8 部内の応援に関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策都市整備部	都市整備1班 (都市計画課長) 都市整備2班 (まちづくり推進課長)	都市計画課 まちづくり推進課 鶴瀬駅周辺地区整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園等の被害調査及び応急措置に関する事 2 震災復興初期業務に関する事 3 部内の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策建設部	道路交通班 (道路治水課長)	道路治水課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁の点検に関する事 2 道路・橋梁の応急復旧に関する事 3 道路上の障害物の除去に関する事 4 河川施設の点検に関する事 5 河川施設の応急復旧に関する事 6 道路の交通規制に関する事 7 警察署との連絡調整に関する事 8 緊急通行車両の交付申請に関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
	建築班 (建築指導課長)	建築指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2 応急仮設住宅の建設に関する事 3 公営住宅の確保に関する事 4 住宅の応急措置に関する事 5 住居内の障害物の除去に関する事 6 部内の応援に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事

部名 (部長)	班名 (班長)	班員	災害対策本部における事務分掌
災害対策建設部	下水道班 (下水道課長)	下水道課	1 下水道施設の点検及び被害状況把握に関する事 2 下水道施設の応急復旧に関する事 3 部内の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事
	水道班 (水道課長)	水道課	1 給水活動に関する事 2 給水用資機材の確保に関する事 3 給水の広報に関する事 4 水道施設の点検及び被害状況把握に関する事 5 水道施設の応急復旧に関する事 6 部内の応援に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策教育部	教育総務班 (教育政策課長)	教育政策課	1 教育施設の点検に関する事 2 教育施設の応急措置に関する事 3 教育施設の確保と避難所利用との調整に関する事 4 部内の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
	物資班 (生涯学習課長)	生涯学習課 各公民館 水子貝塚資料館 難波田城資料館	1 救援物資の受入れ、管理に関する事 2 所管施設における入館者の安全確保に関する事 3 所管施設の被害調査に関する事 4 避難所開設、運営への協力に関する事 5 部内の応援に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策教育部	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課 教育相談室 学校給食センター	1 児童・生徒・職員の安全に関する事 2 応急教育に関する事 3 学用品の供給に関する事 4 避難所開設時の施設との調整に関する事 5 避難者情報の集約に関する事 6 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 7 部内の応援に関する事 8 その他本部長の特命事項に関する事
機動班		機動班職員	1 災害予防と応急措置に関する事 2 その他本部長の特命事項に関する事
地域対策本部	地域対策本部職員 各班長	地域対策本部職員	1 避難所の開設に関する事 2 避難所の運営に関する事 3 避難者情報の収集に関する事
情報収集拠点	情報収集拠点職員 各班長	情報収集拠点職員	1 地域の被害状況の収集に関する事 2 地域住民の要望等の収集に関する事 3 拠点施設の避難者対応に関する事

備考

- 1 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の所掌事務にかかわらず、部班を重点的に配置換することができる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

<資料8> 火葬場一覧

施設名	所在地	能力	摘要
川越市斎場	川越市大字小仙波786-1 TEL 049-226-7088	1日 18体	連絡先 川越市役所 市民課 TEL 049-224-8811
所沢市斎場	所沢市北原町1282 TEL 04-2993-9931	1日 12体	連絡先 所沢市役所 市民課 TEL 04-2998-9087
(株)戸田葬祭場	東京都板橋区舟渡4-15-1 TEL 03-3966-4241	1日 98体	
入間東部広域斎場 しののめの里	富士見市下南畑70-1 TEL 049-275-3030	1日 12体	

<資料9> 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
富士見市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 富士見市△△町A丁目B番C号
(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

<資料10> 安否情報収集様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、 <u>回答を希望しない場合は、○で囲んでください。</u>	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、 <u>回答を希望しない場合は○を囲んでください。</u>	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、 <u>同意するかどうか○で囲んでください。</u>	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

＜資料11＞ 安否情報照会書様式

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所（居所）		_____
氏名		_____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ _____ ）	
備考	_____	
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	_____
	フリガナ	_____
	出生の年月日	_____
	男女の別	_____
	住所	_____
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ _____ ）
	その他個人を識別するための情報	_____
※申請者の確認	_____	
※備考	_____	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないで下さい。

<資料12> 安否情報回答書様式

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

＜資料13＞ 富士見市国民保護計画用語集

あ

● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

● NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

● NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

● Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

● 応援物資

県内外の個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった物資のこと。

● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か

● 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

● 危機対策会議

危機が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、市に設置される会議のこと。

● 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体型の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

● 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

● 緊急対処保護措置

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、上記「緊急対処措置」の「(2)」のことである。

● 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

- **航空攻撃**

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

- **ゲリラ**

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員をいう。

- **高規格救急車**

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

- **国際人道法**

一般的に「ジュネーヴ諸条約」等を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。 → ●ジュネーヴ諸条約

- **国民保護法**

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

- **国民保護計画**

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問することになっている。また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

- **国民保護業務計画**

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

- **国民保護措置**

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ

- **災害拠点病院**

救護所や救急医療機関等に対処できない重症者等に対して、高度な医療を提供し、入院等の救護を行う病院のこと。

- **J-A L E R T（全国瞬時警報システム）**

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

- **シェルター**

避難壕。防空壕のこと。「核シェルター」のことを指す場合が多く、核兵器の被害（熱線、爆風、放射能汚染）から身を守るために隠れるための施設のことをいう。

- **指定行政機関**

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、

国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。現在116機関が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。埼玉県では現在、42事業者を指定している。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 収容施設

避難所、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事が提供する施設。

● ジュネーヴ諸条約

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

《第一条約及び第二条約の主な内容》

戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
《第三条約の主な内容》
捕虜は人道的に取扱わなければならない。
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）
《第四条約及び追加議定書の主な内容》
非戦闘員である文民は保護されなければならない。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、赤十字標章等と身分証明書を定めている。

た

● 対策本部長

事態対処法第10条に定める「事態対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

● 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

● 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

- (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。
- (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

● ダーティボム

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

● 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいう。ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使

用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

- **特殊部隊**

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

- **トリアージ**

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は

- **避難経路**

住民が避難する経路のこと。避難路（道路）や鉄道路線等から編成される。

- **避難候補路**

避難路の候補としてあらかじめ選定された道路。避難候補路のなかから状況に応じて避難路を決定することとなる。

- **避難住民等**

避難住民及び被災者のこと。

- **避難先地域**

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

- **避難施設**

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

- **避難所**

あらかじめ指定を受けている避難施設のほか、緊急の必要がある場合、住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。

- **避難住民集合場所**

避難を円滑に行うため住民が集合する場所。市町村が指定する。

- **武力攻撃**

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

- **武力攻撃災害**

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

- **武力攻撃事態**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を終結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

- **武力攻撃事態等**

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

- **武力攻撃予測事態**

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずること

は適切ではないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていると思われることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

● 事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。(平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称)武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。

● 防災活動拠点

災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点と云う。

● 防災拠点校

防災活動拠点の一つであり、38の県立高校が位置づけられ、富士見市には県立富士見高校が所在している。防災拠点校には、緊急宿泊所、備蓄倉庫、太陽光発電設備、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置が整備されている。

● 防災行政無線

県庁(統制局)を中心に、主な県の地域機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系があり、2重化されている。

一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

● **有事関連七法**

事態対処法は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項について定めている。

この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連七法という。有事関連七法は、以下のとおりである。

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・ 自衛隊法の一部を改正する法律
- ・ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

● **要配慮者**

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者
例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

● **要避難地域**

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

富士見市国民保護計画

令和4年（2022年）発行

発行 富士見市

〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1

TEL 049-251-2711（代表）

URL：<https://www.city.fujimi.saitama.jp>

編集 危機管理課